

別記第4号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理業許可証

東衛指令第258号
令和5年7月10日

旭星クリーン株式会社
茂田 貴範 様

東神楽町長 山本 進



令和5年7月10日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、東神楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により、これを許可します。

1 取扱廃棄物の種類

一般廃棄物全般（家庭系、事業系、粗大ごみ、樹木）

2 収集・運搬及び処分の別

廃棄物収集運搬委託、自社物搬出

3 許可の有効期間

令和5年7月10日から
令和7年7月9日まで

4 廃棄物の処分先

大雪清掃組合、美瑛町一般廃棄物ごみ埋め立てる処分場、その他適正処理施設

遵守事項

- 許可書は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 許可申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に届け出ること。
- 毎月5日までに、前月中の一般廃棄物収集運搬状況の報告をすること。
- 許可書の有効期間が満了したとき、又は事業の廃止若しくは許可を取り消されたときは、その月の10日以内に許可書を返納すること。
- その他関係法令及び条例の規則を遵守すること。